

京都大学情報環境機構 ICT コモンズ利用規程

[令和3年1月13日 情報環境機構長裁定制定]

第1条 ICTを活用した京都大学の学生の自学自習のための共有空間として、京都大学学術情報メディアセンター南館1階に、京都大学情報環境機構 ICT コモンズ（以下「ICT コモンズ」という。）を置く。

第2条 ICT コモンズの閉室日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日（6月18日）
- (4) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）
- (5) 12月29日から翌年1月3日まで
- (6) 11月祭開催期間

2 前項の規定にかかわらず、情報環境機構長（以下「機構長」という。）が特に必要と認めたときは、臨時に閉室又は開室することがある。

第3条 ICT コモンズの開室時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後8時まで
- (2) 土曜日 午前10時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、機構長が特に必要と認めたときは、開室時間を延長し、又は短縮することがある。

第4条 利用者は、ICT コモンズ内において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ICT コモンズに設置している機器その他の設備を紛失、汚損又はき損しないよう丁寧に扱うこと。
- (2) 喫煙及び食事をしないこと。
- (3) 会話及び飲み物を飲むことの可否については、ICT コモンズ内のエリアごとに掲示された指針に従うこと。
- (4) 許可なく文書、図画等の掲示及び立看板、プラカード等の設置をしないこと。
- (5) 許可なく撮影を行わないこと。

2 機構長は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、必要な措置を講じるものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、ICT コモンズの利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、令和3年1月13日から施行する。